

平成29年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成29年9月21日（木）午前10時00分～午後12時10分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎1902会議室
- 3 出席者  
委員 明田委員、榎本委員、菊地委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、道路公園課長、維持保全担当課長（道路公園課長が兼務）、設計係長、契約係長、同係職員
- 4 議事
  - (1) 前回議事録の確認（資料1）
  - (2) 報告事項  
公共工事における入札・契約制度の見直し（案）について（資料2-1、2-2）
  - (3) その他  
次回開催日程について
- 5 会議の内容

■前回議事概要

全委員了承

■公共工事における入札・契約制度の見直し（案）について  
（事務局）

前回の本委員会でいただいた意見をもとに、工事主管課長会等において検討を重ねてきた。本日は、対応策について改めて案を示していく。資料2の1、資料2の2について一括で説明を行う。

初めに資料2の1の検討項目 予定価格の公表についてである。前回の本委員会において、「予定価格を事前公表する入札方法は、区民の方から見て、納得いただけるかは疑問である。」「根本的な趣旨の検討を行う必要がある。」などの意見をいただいた。

この意見を踏まえ、予定価格の公表についての考え方を改めてまとめたところである。

別紙1をご覧ください。1の予定価格事前公表の理由にあるように、区では、一般競争入札の実施にあたり、次の3つの理由により予定価格の事前公表を平成16年度から行っている。

一つ目が、入札の透明性および公平性を確保する。二つ目が職員への不当な働きかけを排除する。三つ目が、区が積算した予定価格を公共工事における適正な価格として明示する。これは、工事の品質を確保することに繋がる。

2の予定価格事前公表の見直しの検討についてである。平成26年に「担い手三法」が改正された以降も、区では法の趣旨を踏まえ、予定価格の事前公表を継続しつつ、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止および総合評価入札の見直し・拡大に取り組むなど、随時、入札・契約制度を改善してきている。裏面に担い手三法が改正された平成26年前後の改善内容を記載しているので、お目通しいただきたい。

国は、予算決算及び会計令に基づき、予定価格を事後公表としているが、地方自治体に対して、

平成27年に発表した「発注関係事務の運用に関する指針」において、予定価格の事前公表による落札金額の高止まりや、建設業者の見積努力を損なわせるなどの弊害を指摘しており、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取り止め等の対応を要請している。

そのため、区では一般競争入札の現状を検証した。その結果、次の結論を得た。

①として、落札率は、過去3年間で約92%を推移していることから、競争性が十分働いている水準である。

②として、原則すべての案件で積算内訳書の提出を義務化していることから、区の入札においては、積算能力のない事業者は排除している。

以上のことから、区の一般競争入札は、予定価格の事前公表を行った以降においても、適正な運用がなされているものと判断したものである。したがって、3の対応策にあるように、予定価格の事前公表を今後も継続するものとした。予定価格の公表についての説明は以上である。

資料2の1にお戻りいただきたい。検討項目の建設共同企業体(JV)発注基準、1者入札、最低制限価格および低入札調査、前払金の支払上限額の4つの項目については、前回の本委員会において、様々な質問はいただいたが、示した対応策で了承をいただいた。したがって、今回示している対応策に変更はないため、説明を割愛する。

6つ目の検討項目、早期発注の実施についてである。前回の本委員会において、債務負担行為の活用により、早期発注を行うことで、入札制度を実のあるものにしてもらいたいとの意見をいただいた。この意見を踏まえ、工事主管課および財政課と協議を行い、平成29年度中に入札および事業者の確定を行い、平成30年4月から工事等に着手をする必要性が高い案件を精査し、平成29年第三回練馬区議会定例会に提出予定の補正予算に、債務負担行為を計上した。

別紙5-2をご覧ください。工事と設計合わせて5件、債務負担行為の予算額は合計で、約12億5千6百万円となっている。

工事・設計の内容について簡単に説明する。南田中小学校ほか2校給水管等設備改修工事は、給水設備や水飲栓直結の工事を行うものであり、工事の予定価格が比較的低いことと、夏休み期間中に工事を行う必要があることから、例年、不調になりやすい案件である。

今回、早期発注を行うことにより、業者の人手の確保等、工事に備えて早めの対応が取れるようにするものである。

次に、開進第4小学校ほか9校防火設備等改修工事である。建築基準法が改正され、防火設備の検査に関する規定が強化されたことに伴い、主に小中学校の防火シャッターや防火扉などの設備の改修を行うものである。工事の主要部分は、夏休み期間中に行うことになるが、防火シャッターなどの製作に3か月程度の期間を要するため、早期に契約を締結する必要がある。

次に、設計である。防火設備の改修工事に先立ち、設計を行い、来年の補正予算への工事費の債務負担行為計上に間に合わせるには、工事の規模・金額を早期に確定させる必要があるため、設計の早期発注を行うものである。

なお、防火設備等の改修工事が必要な小中学校が全99校中、48校であり、今年度から31年度までの3年間で計画的に改修を行うこととしている。

続いて、資料2の2をご覧ください。入札・契約制度の見直しスケジュールについてである。入札契約制度の見直し(案)については、9月1日開催の工事主管課長会での検討を経て、本日、示させていただいているところである。今後は、本委員会からの意見と合わせて、区長・副区長に報告を行い、10月以降に開催される区議会の常任委員会である企画総務委員会に報告

を行う。その後、11月以降に産業団体への説明、来年1月から規則・要綱等の改正を行い、平成30年4月から見直し後の入札契約制度を実施する予定としている。報告事項の説明については以上である。

（委員）

それでは、説明があったが、入札・契約制度の見直し（案）について、質問・意見をいただきたく思う。

まず、予定価格の公表について、何か質問・意見等はあるか。

（委員）

予定価格を事前公表した時の平均落札率と、予定価格を公表していないケースでの平均落札率とについて、例えば、規模の似たような他自治体のデータはあるか。

（経理用地課長）

ほかの自治体のデータについては、手元に持ち合わせていないが、練馬区で申し上げると、全部の入札案件の平均落札率が92.6%で、そのうち予定価格を事前公表している案件については92.3%である。若干の差はあるが、ほとんど落札率に変わりはないと考えている。

（委員）

了解した。

（委員）

何点か別紙1でお聞きしたい。

国の要請というのは、義務ではないということか。各自治体が判断すればいいということになるのか。

（経理用地課長）

そういうことになる。

（委員）

国の方で、事前公表によって落札金額の高止まりという指摘をしているが、これはどういうことを指しているのか。

（経理用地課長）

具体的に事例を挙げて、こういう事例があったということではない。

予定価格が事前にわかっていることによって、その予定価格の近くに多くの業者が札を入れることで結果的に高止まりをしてしまうというような、そういった懸念という話である。

ちなみに、東京都が今回入札改革をした経過としては、豊洲の大規模施設を中心に、99.9%であるとか99.99%という案件が多発したということで、それを東京都が特に問題視をしているという話を聞いている。

練馬区で申し上げると案件によって、例えば、道路工事でいうと、夜間工事のような難しい工事があると、なかなか入札に参加する事業者がいないことがある。当然、入札当初の段階では、3者～4者という数があっても、辞退が出て、結果的に有効な札が入ったのが1～2者だったという場合には、落札率が99%という例は、個別な案件としては存在する。

全体としては、今話したような状況である。落札率92～93%という数字は、どちらかという有効な入札の上限である予定価格よりは下限である最低制限価格に近い方の金額の入札であると考えている。そういう意味で、高止まりをしていないというのは確かに言える。なぜ、そうなるかということを考えると、一定の競争性が働いているということから、どちらかという金額が下の方に札が集まってくると分析している。

（委員）

それから、もう一点のところについて伺いたい。

予定価格の事前公表をすると、建設業者の見積もり努力を損なわせるという弊害があると指摘されているが、区の方でそういう弊害は今までにあったのか。

（経理用地課長）

具体的に、そういう事例があったとは把握していない。

4～5年前だと思うが、まだこちらで見積価格を出していなかった時期だが、建設業界の方から、予定価格を公表すると、積算しなくても予定価格を参考にして、例えば85～90%という形で札を入れてしまう。そういった事業者が出てくる可能性があるので、予定価格の事前公表については考えてほしいという話を事業者からいただいたことはある。

これは、事業者全体といった話ではなく、個別の事業者から、そのような意見をいただいたということである。

そういったこともあり、現在では、入札の段階で見積もりについて提出していただいている。

（委員）

実際の運用の中では、例えば、入札する前に積算を行うために、設計図書や、今でも渡しているか不明だが、参考内訳書を渡すと、業者はスムーズに金額を入れることができるわけだが、今でもそういう書類は渡しているのか。

（施設整備課長）

現在でも参考内訳書は提供している。

（委員）

契約後に、その中に金額を入れて提出させるということになるわけか。

（施設整備課長）

そのとおりである。

（委員）

その場合に、業者には単価であれ何であれ、ある程度東京都の積算単価表等は出回っているが、容易に積算単価や積算内訳書をつくられるということはないのか。

（施設整備課長）

東京都の単価表は、入手しようと思えば入手できるものと聞いている。

ただ、もちろん市場価格があるので、業者は、自分なりに適切な価格を入れて積算していると考えている。

（委員）

そうすると、別紙1の2の①、②については、適正に処理されているという見方でよいのか。

ほかに何かあるか。

（委員）

そもそもの、事前公表する予定価格の算出方法について教えていただきたい。

（施設整備課長）

算出方法については、東京都の単価など公共的な単価を使って算定する。中には単価がないものがあるが、そういうものは、3者見積もりなど、複数の見積もりを取って金額を算定している。

（委員）

了解した。

（委員）

もう一点聞きたいのは、予定価格の事前公表で、近い例でいえば、23区の中で事前公表をやっている区はいくつくらいあるのか。

（事務局）

23区中7区が予定価格の事後公表をしており、7区以外は、練馬区と同じ事前公表ということになる。

（委員）

今回の国の要請を受けて、各区対応がそれぞれあるのではないかと思うが、事前公表している区の様子というのわかるのか。事前公表している区が見直して、事後公表にするということはないのか。

（経理用地課長）

特別区の経理用地課長会というものがあり、今回は、特に東京都が3月に入札制度の見直しを公表して、6月から施行実施をしている関係があり、特別区の課長会の中でも、どういうふうに対応するかということが話題になっている。

現在のところ、東京都の見直しとあわせて、見直しをするという動きはまだ見受けられないように思う。

東京都の状況と、それぞれ各区の状況もあるが、練馬区のような状況のところもあれば、7区が事後公表にしているということがある。

この区の中で、課長会で聞いた中では、入札が高止まりになった状況があり、そういった経過があって事後公表にしたと、少し前に聞いたことがある。

それ以外の区については、今のところ、特に見直すという話は聞いていない。

(委員)

わかった。

ほかに何かあるか。

(委員)

今の関連で、7つの区が事後公表になっているということで、事後公表のデメリットとして、不調リスクの増大というのがここに書かれているが、7区で事後公表になったから不調が増えたというような話は何か伝わってきているか。

(経理用地課長)

事後公表にした結果、落札率がどうなったかということは、確認していない。

(委員)

そうすると、不調リスクが増大するかどうかは、理論的には言われているが実際どうかかわからないということか。

(経理用地課長)

そのとおりである。練馬区も、実際に事後公表をした時に不調が増えるかどうかというのは、理屈としては増えるリスクが高いと考えているが、そこはやってみなければわからないところである。

(委員)

次に、資料2-1の一番下、早期発注の実施についてである。

これは、具体的な文面も出ている。

これについて何か、ご意見、ご質問等があれば伺いたい。

前回の会議の中でも、早期発注は必要ではないかという意見もあった。

他に何かないか。

(委員)

別紙5-2の案件を見ると、この間の理由もそうであったが、学校が中心になると思う。

その一番の理由としては、工期として夏休みに行いたいということがあるためである。

学校以外で早期発注をしなければならない事情が出てくることはありそうか。

（経理用地課長）

学校以外ということになると、建築関係では余りないと思う。

土木の道路であるとか、そちらの関係については、夏休み中でなければならぬという工期の制約はないが、発注時期が、土木でいうと、現状10月、11月の入札が多いというところで、その時期に出したものはやはり不調が多いという傾向がある。

それについては、年度当初、4月の早い時期に入札をするということで、債務負担は、とっていないが、早期発注をやっていることはある。

そういったことがあるので、それ以外の案件についてはどうしていくかということについては、今年度については初年度ということと、学校の工事が第一と考えているので、今年度はこれでやっている。

次年度以降はどういう形にするかについては、今後、所管課と調整しながら決めていく。

債務負担は、こちらとしては早期発注を行いたいところはあるが、一定の債務負担行為というものがある意味で予算の例外ということもあるので、何でもかんでもというわけにはいかない。

その辺は財政と調整しながら、どういったものが必要になるかということをも調整していきたいと考えている。

（委員）

ほかに何かあるか。

（委員）

私も何回か監視委員会で、学校関係で4月から非常にタイトなスパンの中でやらなければならないということや、入札制度が、特に学校に関しては骨抜きになってしまうリスクもあるということを知っている。この債務負担行為をもし活用できるのならば、例外的な位置づけもあろうかと思うが、案件としては、非常に学校関係の工事は多いと思うので、ぜひ、活用してもらいたい。

（委員）

それでは、資料2-1の二段目、JVの件から、前払金の限度額についてである。

これについては前回と同じということで、説明は省かれたが、この内容について何か意見や質問はあるか。

前払金の限度額を2億円から3億円にしたという特別な根拠はないということだったか。

（経理用地課長）

他区の状況を見てみると、ばらばらな部分が多く、低いところだと1億円ほど、高いところだと5億円くらいである。

あくまでも前払金なので、部分払いのような出来高に応じてということではなく、工事前なので、金額を増やせばいいということではないという中で、工事所管課とも話をした。

工事の事前の準備に必要な金額としてどのくらいが妥当かということ考えた時に、おおむね2億円を3億円程度に引き上げれば、当初の準備としては賄えるだろうと判断した。

（委員）

わかった。

（委員）

今の前払金の点だが、ケースや工事によって、前払金の金額あるいはパーセントというのは、ばらばらで対応しているということか。

（経理用地課長）

パーセントというのは、40%で統一しているが、上限かつ2億円ということなので、例えば、10億の工事で、40%だったとなると4億円だが、それはそうではなくて、2億円で頭打ちという話である。

（委員）

例えば、40%が限度だが、ある工事は1割とか、この工事は2割とか、その限度の範囲内で上下があるのか伺いたい。

それとも一律の基準で、限度は40%、2億円だが、ほぼ何パーセントくらいであるとか大体の相場が決まっているとか、そのへんの運用はどうなっているのか。

（経理用地課長）

実際のところは40%である。

（委員）

限度額は2億円で間違いないか。

（総務部長）

前払い金は、単純に契約金額かける40%で計算するが、契約金額が高ければ頭打ちの金額がありますという考え方である。

（経理用地課長）

前払い金を契約金額の20パーセントとか10%にして出しているという例は、実際にはないと思う。

（委員）

民法の原則だと、引き渡し時に支払いということで、例えば途中で出すとしても、途中までの出来高に応じてというのが、法律の趣旨からすると基本かと思うが、この事前の前払金というのは、広く一般に日本で行われているものか。

（経理用地課長）

その通りである。

また、出来高に応じて部分払いというものは、別に存在する。

中間払いや部分払いという制度である。特に、工期の長い工事は途中で部分払いをしないと、事業者も資金の面で難しいため、そういう制度もある。

（委員）

個人的な感覚としては、4割、半分に近い金額を事前に渡すというのは、多いような気がするが、ほかの自治体などでも、この種の数字というのは一般的なのか。

（事務局）

23区の状況については、支払率については、ほぼ40%を採用している区が多数だが、中には30%や、20%といったところもある。

それは、自治体の判断だが、主に23区は大体40%が主流になっている。

（委員）

わかった。

（経理用地課長）

金額によって変えているという区もある。

契約金額が高いものについては低目にしているような例もある。

（委員）

他になにかあるか。

（経理用地課長）

若干補足をしたい。

今のリスクの話で申し上げますと、前払金を支払う時には、前払履行保証というものに入ってもらっている。

もし、工事が途中でできなくなって、区に損害が生じる場合については、保証会社からそれが補填される、そういった仕組みになっている。

（委員）

わかった。

それでは、さまざまな意見が出されたが、その意見を踏まえて、スケジュールだと平成30年4月の実施に向けてということになるが、こういう形に進めてもらいたいと思う。

（経理用地課長）

一点、補足をさせてほしい。

資料2-2のスケジュールの関係だが、見直し後の実施については4月以降となっている。

ただ、その中で、先ほども説明した早期発注については、今年度中に入札まで終わらせることになる。早急発注の問題については、1月から3月のところで発注をかけることになるので、これだけは、前倒しの実施ということになる。

(委員)

それについては、了解した。

その他については、4月以降の実施に向けて、事務局のほうで整理してほしいと思う。  
何かあるか。

(事務局)

次回開催日程について、相談させていただきたい。

次回の定例委員会だが、平成29年度前期の契約案件について審議を行う予定である。

今回の契約案件の抽出は、委員にお願いしたいと考えている。

詳細については、改めて事務局から案内する。

日程案については次第に記載しているが、委員の方々の都合を事前に伺った上で調整している。

次回定例会は、11月24日金曜日、午後2時から午後4時までとしたいと思うが、どうか。

→ 異議なし